

岡崎市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）で定めるがけ地近接等危険住宅移転事業の実施に際し、危険住宅を移転する者に対して予算の範囲内において補助金を交付することにより、市民の生命の安全を確保することを目的とする。

2 前項の補助金の交付については、社会資本整備総合交付金交付要綱、愛知県住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金交付要綱及び岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）に定めによるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 住宅

岡崎市内に所在する一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの）を含む。

(2) 危険区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律57号）第9条に基づき愛知県知事（以下「県知事」という。）が指定した土砂災害特別警戒区域

(3) 危険住宅

危険区域に所在する住宅で、前号の区域に指定されたことにより既存不適格住宅となったものとする。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、法人を除く次の各号のすべてを満たす者とする。

(1) 危険住宅に居住する者であること。

(2) 危険住宅となる以前から当該住宅に居住していた者（以下「危険住宅以前居住者」という。）又は危険住宅以前居住者から相続により当該住宅の所有者の地位を継承した者（継承する予定の者を含む。）であること。ただし、当該住宅の所有者でない場合は、所有者の同意を得られた者であること。

(3) 市税を滞納していない者であること。

(4) 岡崎市暴力団排除条例（平成23年条例第31号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）若しくは同条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でない者

(補助の対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、前条に規定する者が行う危険住宅の移転とし、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 危険住宅は、当該危険性が大幅に軽減されるような急傾斜地崩壊防止工事又は地すべり防止工事等の事業が、施行（予定を含む。）されていないこと。
- (2) 移転先は岡崎市内とし、危険区域でないこと。
- (3) 危険住宅に代わる住宅を建設する場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであること。
- (4) 危険住宅は、除却すること。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

（補助の内容及び限度額）

第5条 補助の内容及び限度額は、別表のとおりとする。ただし、補助金の額は千円未満の端数を切り捨てるものとする。

（事前相談）

第6条 補助事業を行おうとする者は、あらかじめ様式第1号による事前相談書に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。なお、事前相談は、補助金を交付申請しようとする前年度の8月末日（末日が土日祝日の場合は直前の開庁日）までに行わなければならない。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業に着手する前に、様式第2号による補助金交付申請書に別に定める書類を添付して、申請を行う日の属する年度の6月の第3金曜日（祝日の場合は直前の開庁日）までに、市長に提出しなければならない。ただし、補助事業を行うにあたり、当該補助金以外の補助金について交付の決定を受けている場合は、申請できない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、様式第3号による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要がある場合は当該補助金の交付について条件を付することができる。

（着手の届出）

第9条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業に着手したときは、様式第4号による着手届に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出は、補助金の交付決定があった日または工事着手予定日のいずれか遅い日から起算して、30日を経過する日までにしなければならない。

(地位の承継)

第10条 交付決定者が死亡した場合において、交付決定者の承継人が交付決定のあった内容で補助事業（危険住宅の除却等に限る。）を行う意思があるときは、市長へ届出をして地位を承継することができる。この場合、承継人について第3条第1項（第1号を除く）の規定を適用する。

- 2 交付決定者は、前項の場合を除き、補助金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。
- 3 地位の承継を受けようとする者は、様式第5号による承継届に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助事業の変更)

第11条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた後に補助事業の内容を変更し、交付決定額に変更を生じる場合は、補助事業の変更に着手する前に、様式第6号による補助金変更承認申請書に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、交付決定額に変更を生じない場合は、様式第8号による変更届に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による補助金変更承認申請書が提出された場合は、その内容を審査の上、適当と認めたときは、交付決定額の変更を承認し、様式第7号による補助金変更承認通知書により交付決定者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項に規定する補助金変更承認通知書について必要がある場合は、当該補助金の交付について条件を付することができる。
- 4 交付決定者は、補助事業を予定の期間内に遂行することが困難になった場合は、速やかに様式第9号による遅延報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の廃止又は中止)

第12条 交付決定者は、補助事業の廃止又は中止をしようとするときは、様式第10号による廃止（中止）届に別に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する廃止（中止）届は、補助金の交付決定があった日の属する年度の1月末日（末日が土日祝日の場合は直前の開庁日）かつ補助事業を廃止しようとする場合は廃止の日から起算して10日を経過する日、中止しようとする場合は第9条第2項に規定する日までに提出しなければならない。

(完了実績報告)

第13条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日（末日が土日祝日の場合は直前の開庁日）までのいずれか早い期日までに、様式第11号による完了実績報告書に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による完了実績報告書を受領した場合は、報告内容を審査し、

現地で完了検査を行い、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、様式第12号による補助金確定通知書を交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第15条 前条の規定による補助金確定通知書を受けた交付決定者（以下「確定通知者」という。）は、確定の通知を受けた日から起算して30日を経過する日までに、様式第13号による補助金支払請求書（以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による補助金支払請求書に基づき、確定通知者に補助金を交付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、交付決定者からの請求書の提出を受けた上で、その全部又は一部を概算払いにより交付することができる。
- 3 概算払いにより補助金の交付を受けた交付決定者は、補助金額の確定後、速やかに補助金を精算しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第16条 市長は、交付決定者又は確定通知者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部もしくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 補助金を補助事業以外の用途へ使用したとき。
- (4) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。
- (5) 決算額が、補助金の額を算定する際に基本とした額に比べて減少したとき。
- (6) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(延滞金利息)

第17条 補助金の交付を受けた確定通知者（以下「補助金交付者」という。）は、補助金の返還を決定され、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき岡崎市税外収入の延滞金に関する条例（昭和45年条例第10号）に規定する延滞金利息を納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、延滞金利息の全部又は一部を免除することができる。

(財産の処分の制限)

第18条 補助金交付者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格又は効用の増加価格が単価50万円未満の設備及び備品を除く。）を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け、担保に供し、又は取壊してはならない。ただし、補助金交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して、市長が認める期間を経過した場合はこの限りではない。

- 2 補助金交付者が前項の承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、そ

の交付した額の全部又は一部に相当する額を返還納付させることができる。

(指導等)

第19条 市長は、申請者に対して、補助事業を適正に実施させるため必要な指示をし、報告を求め又は調査をすることができる。

(書類の保管)

第20条 補助金の交付を受けた確定通知者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

経費の区分	補助の内容	補助の限度額	補助率
危険住宅の除却等に要する経費	危険住宅の移転を行う者に対して危険住宅の除却等に要する費用を補助	住宅局標準建設費等通知に定める1㎡当たりの額を危険住宅の延べ床面積に乗じた除却工事費を限度とする。	10/10

	移転を行う者に対して引越費用（動産移転費、仮住居費等）を補助	1戸当たり975千円を限度とする。	10/10
建物助成費	危険住宅の移転を行う者に対して、危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）に要する資金を金融機関、その他の機関から借り入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の費用を補助	1棟当たり4,210千円（建物3,250千円、土地960千円）を限度とする。 ただし、特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域及び出水による災害危険区域については、1棟当たり7,318千円（建物4,650千円、土地2,060千円、敷地造成608千円）を限度とする。	10/10

備考 補助は、一敷地につき1棟を限度とする。